



令和4年7月28日

【照会先】

大分労働局 労働基準部

健康安全課長 堀 哲弥

健康安全係長 阿南 宏幸

電話 097-536-3213

報道関係者 各位

## 「大分県労働災害防止緊急対策強化期間」の取組を実施します

～ 熱中症をはじめとした労働災害防止対策の徹底を図るため、  
労働災害防止関係団体に対し要請文を交付します ～

大分労働局（局長 なかやま あきひこ 中山 晶彦）は、令和4年7月に熱中症及び建築物補修工事中の墜落により死亡労働災害が発生したこと、また、昨年8月から9月までの2か月間に4件の死亡労働災害が発生したことを踏まえると、今後、同種の死亡労働災害の発生が懸念されるため、本年8月及び9月を「大分県労働災害防止緊急対策強化期間」と定め、同期間の死亡労働災害を防止する措置の徹底を要請することとしました。

その一環として、関係労働災害防止団体等に対し、下記により、労働局長が自ら労働災害防止対策の徹底を要請することとしています。

### 記

- 1 要請文交付日時 令和4年8月1日 9時
- 2 交付場所 大分労働局 4階会議室  
〒870-0037 大分市東春日町17番20号  
大分第2ソフィアプラザビル4階
- 3 交付先団体名 一般社団法人大分県労働基準協会  
建設業労働災害防止協会大分県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部
- 4 主な要請内容 熱中症予防対策  
建築物解体等作業における墜落災害防止対策  
機械・設備等に係る挟まれ災害防止対策  
荷役作業中における墜落転落災害防止対策

## 5 参考資料

- (1) 令和4年 死亡災害一覧 (PDF : 143kb)
- (2) 令和3年 死亡災害一覧 (PDF : 167kb)
- (3) 令和4年6月 労働災害発生状況 (PDF : 309kb)
- (4) 令和4年度 熱中症クールワークキャンペーンリーフレット  
(PDF : 637kb)
- (5) 令和4年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱  
(PDF : 596kb)
- (6) 多発する屋根・スレート等からの墜落災害をなくそう!  
(※ 建設業労働災害防止協会ホームページで確認してください。)
- (7) 足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント  
(PDF : 1,325kb)

# 令和4年 死亡労働災害発生状況

令和4年7月25日現在  
大分労働局

No.	発生月	性別	職種	災害発生状況
	時間帯	年齢	経験	
		事故の型		
	業種	起因物		
1	2月	男	作業員	山林内で伐採作業中、立木（高さ約30m、胸高直径約30cm）を伐倒したところ、伐倒方向にあったかかり木（長さ約30m、胸高直径約40cm）が跳ねて、激突したものの。
	9時台	20代	3か月	
		激突され		
林業	立木等			
2	3月	男	作業員	フォークリフトで原木の荷降ろし作業中、方向転換のため後進したところ、地面の段差でバランスを崩して転倒してフォークリフトの下敷きになったもの。
	15時台	30代	1か月	
		転倒		
林業	フォークリフト			
3	5月	男	作業員	ベルトコンベヤーのエンドプーリー部にあるベルトのゴム製クリーナーを交換する準備作業中、エンドプーリー部のベルトとホッパーの鋼製囲いとの間に挟まれたもの。
	4時台	30代	15年	
		はさまれ、巻き込まれ		
鉄鋼業	コンベヤー			
4	5月	男	解体工	解体工事現場において、2Fの庇（高さ5m、幅50cm）の上で作業中、壁のレンガが崩壊したため、当該レンガとともに5m下の歩道に墜落したものの。
	16時台	50代	10年	
		墜落、転落		
その他の建設業	屋根、はり、もや、けた、合掌			
5	5月	男	運転手	荷主先において、トラックに積まれた木材のベルト掛け作業を行っていたところ、地面に墜落したものの。
	11時台	40代	8年	
		墜落、転落		
道路貨物運送業	トラック			
6	7月	男	作業員	屋根の補修作業中、スレートを踏み抜き、高さ約5メートルから地面に墜落したものの。（調査中。）
	13時台	60代	調査中	
		墜落、転落		
その他の建築工事業	屋根、はり、もや、けた、合掌			
7	7月	男	作業員	クリーニング工場における寝具の仕分け作業終業後、工場内の通路に倒れているところを発見され、同日、熱中症により死亡したものの。
	17時台	40代	1か月	
		高温・低温の物との接触		
その他の製造業	高温・低温環境			

# 令和3年 死亡労働災害発生状況

確定  
大分労働局

No.	発生月	性別	職種	災害発生状況
	時間帯	年齢	経歴	
	業種	事故の型		
		起 因 物		
1	2月	男	築炉工	混銑車（銑鉄搬送用貨車）の修理作業において、混銑車内部の耐火レンガが崩落し、その下敷きとなったもの。
	20時台	30代	13年	
	建築工事業	崩壊、倒壊 建築物、構築物		
2	4月	男	作業員	個人住宅の2階屋根（軒下高さ4.6m）に設置している太陽熱パネルの点検作業後、同屋根上から、はしごを使って下りていたところ、地面に墜落したもの。
	17時台	50代	31年	
	その他の建設業	墜落、転落 はしご等		
3	4月	男	運転手	大型トラックで高速道路を走行中、追突事故を起こした前方車両に追突したもの。
	2時台	50代	13年	
	道路貨物運送業	交通事故（道路） トラック		
4	7月	女	警備員	ガス管の布設工事において、後退していた3トンダンプトラックの右後輪にひかれたもの。
	14時台	60代	17年	
	その他の事業	はさまれ、巻き込まれ トラック		
5	7月	男	整備士	林業機械の整備のために出張した木材伐採現場内を歩いていたところ、伐倒木（約60年生スギ、樹高約32m）が頭部に激突したもの。
	10時台	60代	26年	
	その他の製造業	激突され 立木等		
6	8月	男	運転手	原木を積んだトレーラーの荷締機を緩めたところ、原木（長さ3.8m、直径35cm）1本が落下し、頭部に直撃したもの。
	10時台	30代	8年	
	道路貨物運送業	飛来、落下 木材、竹材		
7	8月	男	作業員	排ガス処理設備の洗浄塔（高さ9.4m、内径3.2m）のマンホールを開けてシャワーノズルの通水確認をしていたところ、マンホールから1.5m下の洗浄塔内部で倒れているところを同僚に発見されたもの。洗浄塔内部から硫化水素が検出された。
	15時台	20代	3年	
	化学工業	有害物等との接触 有害物		
8	9月	男	作業員	積載形トラッククレーン（つり上げ荷重2.9トン）で、栗石を詰めたネット（重さ約1.7トン）をつり上げて旋回中に、当該積載形トラッククレーンが助手席側に倒れ、操作者が車体と地面との間に挟まれたもの。
	8時台	30代	2年	
	土木工事業	はさまれ、巻き込まれ 移動式クレーン		
9	9月	男	作業員	道路脇に停めた車から降りたところ、後方から走行してきたトラックにはねられたもの。
	13時台	50代	20年	
	建築工事業	交通事故（道路） トラック		
10	10月	男	運転手	トレーラーの連結作業中、連結車両が無人の状態で行進し始めたため、車両を停車させようとして、当該連結車両とガードレールの間に挟まれたもの。
	4時台	50代	30年	
	道路貨物運送業	はさまれ、巻き込まれ トラック		

# 令和4年 業種別労働災害発生状況

大分労働局

業種別	6月末 速報値				死傷者 増減数	死傷者 前年比	〔参考〕過去確定値					
	令和4年		令和3年				令和3年		令和2年		令和元年	
	死亡	死傷	死亡	死傷			死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
1 食料品製造	0	16	0	17	▲ 1	94.1%	0	44	0	45	0	44
2 繊維工業	0	0	0	1	▲ 1	0.0%	0	1	0	2	0	0
3 衣服その他の繊維	0	2	0	0	2		0	0	0	0	0	1
4 木材・木製品	0	9	0	9	0	100.0%	0	29	0	37	0	37
5 家具・装備品	0	0	0	2	▲ 2	0.0%	0	6	0	7	0	10
6 パルプ等	0	2	0	1	1	200.0%	0	3	0	2	0	2
7 印刷・製本	0	0	0	0	0		0	1	0	2	0	1
8 化学工業	0	9	0	7	2	128.6%	1	20	0	9	0	8
9 窯業土石	0	5	0	9	▲ 4	55.6%	0	19	0	20	0	13
10 鉄鋼業	1	3	0	0	3		0	2	0	6	0	4
11 非鉄金属	0	0	0	0	0		0	1	0	2	0	1
12 金属製品	0	15	0	12	3	125.0%	0	22	1	30	0	36
13 一般機械器具	0	4	0	2	2	200.0%	0	15	0	9	0	8
14 電気機械器具	0	3	0	3	0	100.0%	0	9	0	9	0	10
15 輸送機械製造	0	26	0	14	12	185.7%	0	39	0	35	2	43
16 電気・ガス	0	2	0	1	1	200.0%	0	1	0	2	0	3
17 その他の製造	0	9	0	12	▲ 3	75.0%	1	23	0	28	0	13
<b>1 製造業 ☆</b>	<b>1</b>	<b>105</b>	<b>0</b>	<b>90</b>	<b>15</b>	<b>116.7%</b>	<b>2</b>	<b>235</b>	<b>1</b>	<b>245</b>	<b>2</b>	<b>234</b>
<b>2 鉱業</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>▲ 2</b>	<b>0.0%</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>2</b>
1 土木工事業	0	36	0	28	8	128.6%	1	68	1	64	1	84
2 建築工事業	0	30	1	27	3	111.1%	2	94	0	108	1	96
3 その他の建設業	1	23	1	14	9	164.3%	1	39	2	47	1	42
<b>3 建設業 ☆</b>	<b>1</b>	<b>89</b>	<b>2</b>	<b>69</b>	<b>20</b>	<b>129.0%</b>	<b>4</b>	<b>201</b>	<b>3</b>	<b>219</b>	<b>3</b>	<b>222</b>
1 鉄道等	0	0	0	0	0		0	1	0	0	0	0
2 道路旅客運送業	0	2	0	5	▲ 3	40.0%	0	13	0	18	0	27
3 道路貨物運送業 ☆	1	49	1	58	▲ 9	84.5%	3	112	2	105	1	100
4 その他の運輸交通業	0	1	0	0	1		0	0	0	0	0	0
<b>4 運輸交通業</b>	<b>1</b>	<b>52</b>	<b>1</b>	<b>63</b>	<b>▲ 11</b>	<b>82.5%</b>	<b>3</b>	<b>126</b>	<b>2</b>	<b>123</b>	<b>1</b>	<b>127</b>
1 陸上貨物取扱業 ☆	0	2	0	2	0	100.0%	0	2	0	1	0	0
2 港湾運送業	0	2	0	2	0	100.0%	0	3	1	3	0	3
<b>5 貨物取扱業</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>100.0%</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>3</b>
1 農業	0	32	0	8	24	400.0%	0	27	1	25	0	29
2 林業 ☆	2	16	0	9	7	177.8%	0	43	1	29	2	35
<b>6 農林業</b>	<b>2</b>	<b>48</b>	<b>0</b>	<b>17</b>	<b>31</b>	<b>282.4%</b>	<b>0</b>	<b>70</b>	<b>2</b>	<b>54</b>	<b>2</b>	<b>64</b>
1 畜産業	0	6	0	10	▲ 4	60.0%	0	19	0	13	0	10
2 水産業	0	2	0	3	▲ 1	66.7%	0	5	1	9	1	8
<b>7 畜産・水産業</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>13</b>	<b>▲ 5</b>	<b>61.5%</b>	<b>0</b>	<b>24</b>	<b>1</b>	<b>22</b>	<b>1</b>	<b>18</b>
1 卸売業	0	14	0	8	6	175.0%	0	25	0	21	1	20
2 小売業 ☆	0	44	0	65	▲ 21	67.7%	0	164	1	153	2	166
3 理美容業	0	3	0	1	2	300.0%	0	1	0	5	0	1
4 その他の商業	0	4	0	5	▲ 1	80.0%	0	10	0	8	0	12
<b>8 商業</b>	<b>0</b>	<b>65</b>	<b>0</b>	<b>79</b>	<b>▲ 14</b>	<b>82.3%</b>	<b>0</b>	<b>200</b>	<b>1</b>	<b>187</b>	<b>3</b>	<b>199</b>
<b>9 金融広告業</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>100.0%</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>1</b>	<b>20</b>
<b>10 映画・演劇業</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>11 通信業</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>▲ 4</b>	<b>50.0%</b>	<b>0</b>	<b>29</b>	<b>0</b>	<b>30</b>	<b>0</b>	<b>14</b>
<b>12 教育研究</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>166.7%</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>5</b>
1 医療保健業	0	158	0	51	107	309.8%	0	100	0	69	0	31
2 社会福祉施設 ☆	0	183	0	74	109	247.3%	0	183	0	114	1	106
3 その他の保健衛生	0	1	0	0	1		0	1	0	1	0	2
<b>13 保健衛生業</b>	<b>0</b>	<b>342</b>	<b>0</b>	<b>125</b>	<b>217</b>	<b>273.6%</b>	<b>0</b>	<b>284</b>	<b>0</b>	<b>184</b>	<b>1</b>	<b>139</b>
1 旅館業	0	10	0	14	▲ 4	71.4%	0	32	0	31	0	39
2 飲食店 ☆	0	18	0	17	1	105.9%	0	40	0	46	0	49
3 その他の接客娯楽業	0	12	0	8	4	150.0%	0	23	0	19	0	28
<b>14 接客娯楽業</b>	<b>0</b>	<b>40</b>	<b>0</b>	<b>39</b>	<b>1</b>	<b>102.6%</b>	<b>0</b>	<b>95</b>	<b>0</b>	<b>96</b>	<b>0</b>	<b>116</b>
<b>15 清掃・と畜業</b>	<b>0</b>	<b>37</b>	<b>0</b>	<b>26</b>	<b>11</b>	<b>142.3%</b>	<b>0</b>	<b>59</b>	<b>2</b>	<b>71</b>	<b>0</b>	<b>75</b>
<b>16 官公署</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>17 その他の事業</b>	<b>0</b>	<b>18</b>	<b>0</b>	<b>12</b>	<b>6</b>	<b>150.0%</b>	<b>1</b>	<b>33</b>	<b>0</b>	<b>36</b>	<b>1</b>	<b>32</b>
<b>第三次産業 (8~17号の合計)</b>	<b>0</b>	<b>513</b>	<b>0</b>	<b>294</b>	<b>219</b>	<b>174.5%</b>	<b>1</b>	<b>716</b>	<b>3</b>	<b>620</b>	<b>6</b>	<b>600</b>
<b>合計</b>	<b>5</b>	<b>819</b>	<b>3</b>	<b>552</b>	<b>267</b>	<b>148.4%</b>	<b>10</b>	<b>1,379</b>	<b>13</b>	<b>1,290</b>	<b>16</b>	<b>1,270</b>
うち、新型コロナウイルスり患者数	0	299	0	59	240	506.8%	0	150	0	35	-	-

(注) 死亡者数は死傷者数の内数。☆は13次防の重点対象業種。同重点対象業種のうち「陸上貨物運送事業」は4-3と5-1の合計。

# STOP! 熱中症

## 令和4年5月～9月

# クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —



職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

労働災害防止キャラクター **チューイカン吉**

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）		
<input type="checkbox"/>	<b>WBGT値の把握の準備</b>	JIS規格「JIS B 7922」に適合した <b>WBGT指数計</b> を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/>	<b>作業計画の策定など</b>	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう <b>余裕を持った作業計画</b> をたてましょう。 
<input type="checkbox"/>	<b>設備対策・休憩場所の確保の検討</b>	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 <b>WBGT値を下げる方法</b> を検討しましょう。 また、作業場所の近くに <b>冷房</b> を備えた休憩場所や <b>日陰</b> などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/>	<b>服装などの検討</b>	<b>通気性の良い作業着</b> を準備しておきましょう。 <b>身体を冷却する機能をもつ服</b> の着用も検討しましょう。 
<input type="checkbox"/>	<b>教育研修の実施</b>	熱中症の防止対策について、 <b>教育</b> を行いましょ。迷わず救急車を呼びましょう! 
<input type="checkbox"/>	<b>労働衛生管理体制の確立</b>	<b>衛生管理者</b> などを中心に、事業場としての <b>管理体制</b> を整え、必要なら <b>熱中症予防管理者の選任</b> も行いましょう。 
<input type="checkbox"/>	<b>発症時・緊急時の措置の確認と周知</b>	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

## キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP  
1

### □ WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP  
2

### 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/> 通気性の良い服装等		
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 <b>単独作業を控え</b> 、WBGT値に応じて <b>作業の中止</b> 、 <b>こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り</b> 、 <b>1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。特に、 <b>入職直後</b> や <b>夏季休暇明け</b> の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。	
<input type="checkbox"/> プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置	<b>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢</b> などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかりと取るようにしましょう。熱中症の具体的症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/> 作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。	

STEP  
3

### 熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値の <b>低減対策</b> は実施されているか
<input type="checkbox"/> WBGT値に応じた <b>作業計画</b> となっているか
<input type="checkbox"/> 各作業者の <b>体調</b> や <b>暑熱順化の状況</b> に問題はないか
<input type="checkbox"/> 各作業者は <b>水分</b> や <b>塩分</b> をきちんと取っているか
<input type="checkbox"/> 作業の <b>中止</b> や <b>中断</b> をさせなくてよいか



### □ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ いったん作業を離れ、休憩する
- ・ 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。



## 令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

### 1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者547人、うち死亡者は20人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業128件、製造業85件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、商業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれている。入職直後や夏季休暇明けで明らかに暑熱順化が不十分とみられる事例、WBGT値を実測せず、その結果としてWBGT基準値に応じた必要な措置が講じられていなかった事例等も見られている。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①初期症状の把握から緊急時の対応までの体制整備を図ること、②暑熱順化が不足していると考えられる者をあらかじめ把握し、きめ細やかな対応をすること、③WBGT値を把握してそれに応じた適切な対策を講じることなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、令和4年についても、引き続き、職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を行う中で、熱中症予防対策を講ずべきことに留意が必要である。

### 2 期間

令和4年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和4年4月を準備期間とし、令和4年7月を重点取組期間とする。

### 3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

- 4 協賛  
公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会
- 5 後援（予定）  
関係省庁
- 6 主唱者及び協賛者等による連携  
各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施
- 7 主唱者の実施事項
  - (1) 厚生労働省の実施事項
    - ア 熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布
    - イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
      - (ア) 災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介
      - (イ) 熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
    - ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進
    - エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
    - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
  - (2) 各労働災害防止協会等の実施事項
    - ア 会員事業場等への周知啓発
    - イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
    - ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
    - エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
    - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 8 協賛者の実施事項
  - (1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進
  - (2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 9 各事業場における重点実施事項  
期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。
  - (1) 準備期間中
    - WBGT 値の把握の準備（10 の（1）のア）
    - 作業計画の策定等（10 の（1）のイ）
    - 緊急時の対応の事前確認等（10 の（1）のク）
  - (2) キャンペーン期間中

WBGT 値の把握と評価（10 の（2）のア及びイ）

作業環境管理（10 の（2）のウ）

作業管理（10 の（2）のエ）

健康管理（10 の（2）のオ）

異常時の措置（10 の（2）のキ）

（3）重点取組期間中

作業環境管理（10 の（3）のア）

作業管理（10 の（3）のイ）

異常時の措置（10 の（3）のオ）

10 各事業場における詳細な実施事項

（1）準備期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、WBGT 値が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、新規入職者や休み明け労働者等に対する暑熱順化プログラム、WBGT 値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（別紙表 1）を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項を含める必要がある。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した計画を策定すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

#### オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、WBGT 値の補正（別紙表 2）の必要性を考慮すること。

#### カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表 3 及び別紙表 4 に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツ、「職場における熱中症予防対策マニュアル」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

#### キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、(1) から (3) までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、(2) のクに掲げる業務について教育を行う。

#### ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

### (2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

#### ア WBGT 値の把握

WBGT 値の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な WBGT 値を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した WBGT 値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の

熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な WBGT 値の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

[https://www.kensaibou.or.jp/safe\\_tech/leaflet/files/heat\\_stroke\\_risk\\_assessment\\_chart.pdf](https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf)

## イ WBGT 値の評価

実測した WBGT 値（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、WBGT 値の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

なお、作業中における感染症拡大防止のための不織布マスク等の飛沫飛散防止器具の着用については、現在までのところ、熱中症の発症リスクを有意に高めるとの科学的なデータは示されておらず、別紙表 2 に示すような着衣補正值の WBGT 値への加算は必要ないと考えられる。

一方、不織布マスク等の着用は、息苦しさや不快感のもととなるほか、円滑な作業や労働災害防止上必要なコミュニケーションに支障をきたすことも考えられるため、作業の種類、作業負荷、気象条件等に応じて飛沫飛散防止器具を選択するとともに、着用が必要と考えられる場面、周囲に人がいない等不織布マスク等を外してもよい場面を明確にし、関係者に周知しておくことが望ましい。

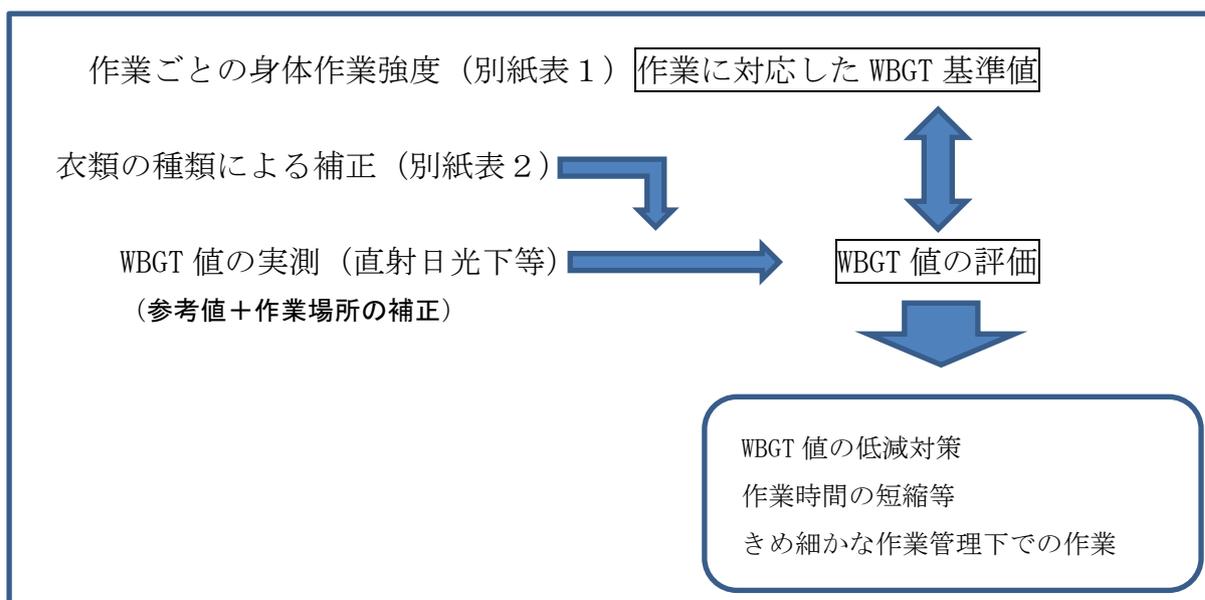


図 WBGT 値の評価と評価結果に基づく措置

## ウ 作業環境管理

### (ア) WBGT 値の低減等

(1) のウで検討した WBGT 値の低減対策を行う。屋内作業においては、冷房時の換気に注意する必要がある。機械換気設備が設置されていない事務室等においては、冷房時に外気導入がないため、換気扇や窓開放によって換気を確保しながら、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整するなどにより、室の温度を適正に保つようにする。

### (イ) 休憩場所の整備等

(1) のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げる、休憩時間をずらすなど、人と人の距離を保つよう配慮する。また、共有設備は定期的に清掃、消毒するなど清潔に保つよう心がける。

## エ 作業管理

### (ア) 作業時間の短縮等

(1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した WBGT 値が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、(1) のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場においても不織布マスク等の着用をはじめとする感染拡大防止策が実施されているところである。屋外の暑熱環境下においては、人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）を確保し、不織布マスク等を着用せず作業ができるよう、作業計画や作業方法を工夫すること。

### (イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。特に、



酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

(エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

カ 労働衛生教育

(1) のカの教育研修については、期間中、なるべく早期に機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、全身をタオルやスプレー等で濡らして送風したり、あおいで体表面からの水分蒸発を促進すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

(ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し WBGT 値に加えるべき着衣補正值の有無を確認すること。

(イ) ウの (ア) の WBGT 値の低減対策の実施状況を確認すること。

(ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認すること。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行うこと。

(エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認すること。

(オ) 作業場所の WBGT 値の把握と結果の評価を行うこと。

評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。

- (カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。
- (キ) 退勤後に体調が悪化するについて注意喚起すること。
- (3) 重点取組期間中に実施すべき事項
  - ア 作業環境管理
    - (2) のウの (ア) の WBGT 値の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。
  - イ 作業管理
    - (ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な WBGT 値の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、WBGT 値に応じた作業の中断等を徹底する。
    - (イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。
  - ウ 健康管理
    - 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。
  - エ 労働衛生教育
    - 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。
  - オ 異常時の措置
    - 体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業 [くぎ（釘）打ち、盛土]；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所でする；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注 3 (参考) 休憩時間の目安※ : 暑熱順化した作業員において、WBGT 基準値 ~ 1℃程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2℃程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3℃程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

(出典) 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値 (TLV) を元に算出。

表 2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

注記 3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の概要</li> <li>・ 職場における熱中症の特徴</li> <li>・ 体温の調節</li> <li>・ 体液の調節</li> <li>・ 熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>	30分
(2)	熱中症の予防方法*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WBGT 値（意味、WBGT 基準値に基づく評価）</li> <li>・ 作業環境管理（WBGT 値の低減、休憩場所の整備等）</li> <li>・ 作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等）</li> <li>・ 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等）</li> <li>・ 労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法）</li> <li>・ 熱中症予防対策事例</li> </ul>	150分
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡網の作成及び周知</li> <li>・ 緊急時の救急措置</li> </ul>	15分
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の災害事例</li> </ul>	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の概要</li> <li>・ 職場における熱中症の特徴</li> <li>・ 体温の調節</li> <li>・ 体液の調節</li> <li>・ 熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WBGT 値の意味</li> <li>・ 現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）</li> </ul>
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の救急措置</li> </ul>
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の災害事例</li> </ul>

# 足場の設置が困難な屋根上作業での 墜落防止対策のポイント

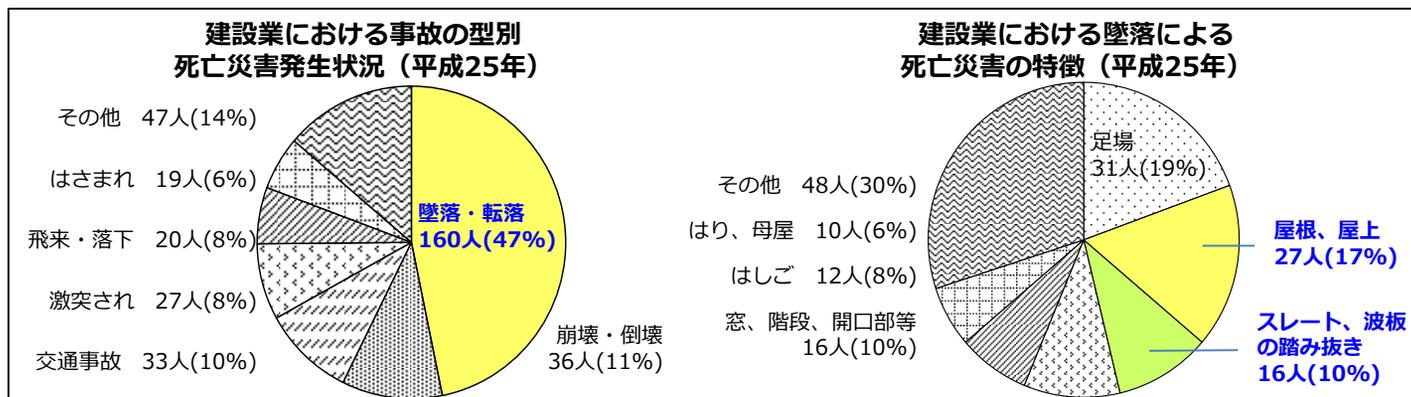
## 「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」のポイント

建設業の労働災害による死亡者数は、中長期的には減少していますが、ここ数年は減少数が鈍っており、毎年300人以上の方が亡くなっています。

事故の型別にみると、墜落・転落による死亡事故が47%を占め、最も大きな割合となっています。また、墜落した場所で見ると、屋根からの墜落事故が多くなっています。スレート等の屋根の踏み抜きと合わせると、平成25年は43人となり、全体の約27%を占めています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、平成26年1月に「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を作成しました。

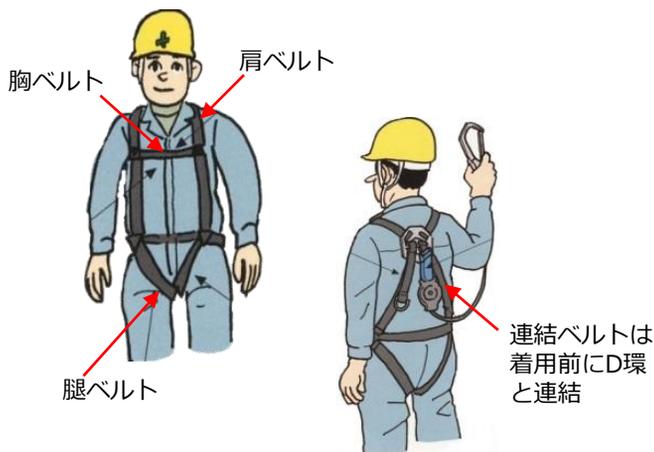
このパンフレットは、**短期間に屋根作業が終了し、屋根端部に足場を設置するより安全面において合理的と考えられる場合に適用できる**安全帯取付設備の設置方法と、ハーネス型安全帯等の使用方法についてとりまとめたものです。



## 適正な保護具を正しく装着しましょう

### 【ハーネス型安全帯】

ハーネス型安全帯は墜落阻止時に身体への負担が少ないとされている。ベルトにねじれがないか確認しつつ、長さを調節し、ゆるみがないように着用する。なお、一度大きな力が加わった安全帯は使用しない。



### 【ランヤード】

ショックアブソーバ付きで、巻取機能があるものを使用する。



### 【安全靴】

耐滑性、安全性、屈曲性に優れた靴を選ぶ。



### 【保護帽】

①まっすぐ深くかぶる。



②ヘッドバンドは頭の大きさに合わせて調節し確実に固定する。



③アゴひもは緩みがないようにしっかり締める。



○保護具は、事前に取扱説明書の内容を確認・理解し、必ず、点検などを行ってから使用しましょう。



## 垂直親綱（主綱）の設置方法 ② 移動はしごを使った主綱の設置のしかた

主綱を設置する2つめの方法は、はしご上方と脚部の2点（左右を含めると合計4点）を堅固な構造物にロープで連結し、はしご上端にショックアブソーバ付き安全ブロックを取り付けた墜落防護機構を使うやり方です。

- 屋根勾配が6/10以上の場合など、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合は、屋根用足場などの作業床の設置が必要です。
- 大量の資材で屋根面の多くが覆われてしまう場合などは、適切な作業床を確保するための措置が必要です。
- 墜落防止対策の他、立入禁止区域の設定など飛来物災害を防止する措置も併せて行うことが必要です。

### 【作業手順】

- 1** 地上で、はしご上方固定用のロープと安全ブロックを取り付ける。次に、はしご上方と脚部をそれぞれ堅固な構造物に固定する。



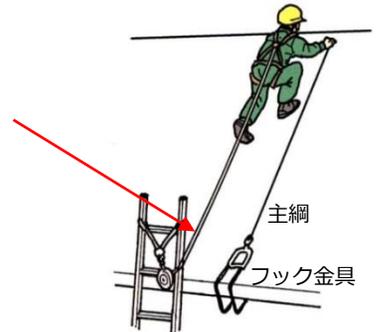
- ※はしごの固定は、はしごの中心から左右に1間以上の間隔を確保する。
- ※はしご上方は、その真下または建物側に引き寄せて固定する。

- 2** はしごを使って軒先に上がり、軒先の側面に主綱を付けたフック金具を取り付ける。



※はしごを中心として約1m程度の範囲内で作業を行う。

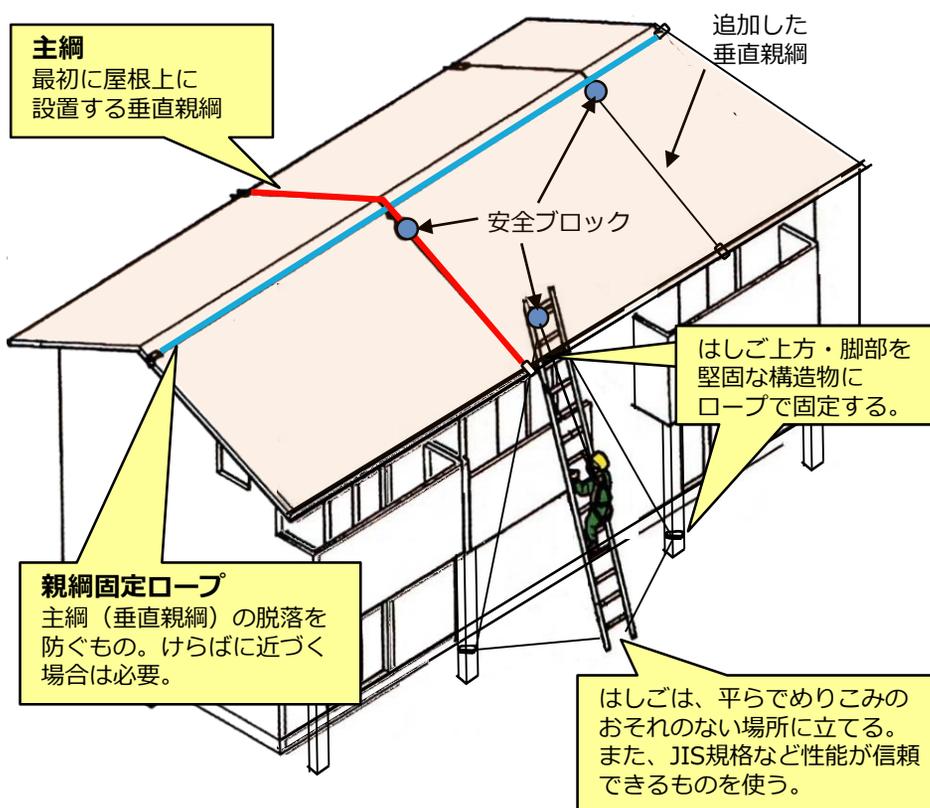
- 3** 安全ブロックのストラップをはしご支柱の外側を通して、すみやかに棟を超える。



※はしごの踏み棧は墜落阻止するための強度が不十分な場合があるので、落下時の荷重が踏み棧ではなく、支柱に伝わるようにする。



### 【移動はしごを使った主綱設置の例】



- 4** 棟を超えたら、安全ブロックを主綱に取り付け、ストラップをD環に連結する。そのあとに、これまで使用していたストラップ（移動はしごに付けていたもの）を外す。

※ストラップの変形・損傷の有無やロック機能について、使用前に必ず点検しておく。



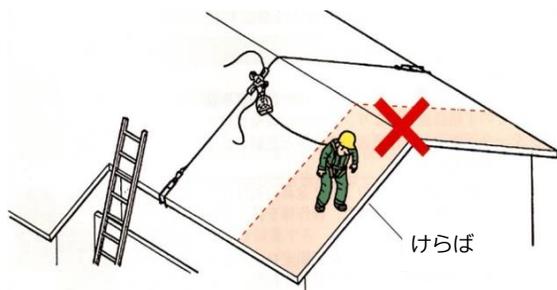
- 5** もう一方の軒先へフック金具を取り付け、たるみのないように主綱を引き、固定する。



## 屋根上での安全な作業方法

屋根上で作業を行う際は、次の点に注意してください。

けらば付近に近づく場合は、親綱固定ロープで主綱または追加した垂直親綱の水平移動を拘束する補強が必要です。

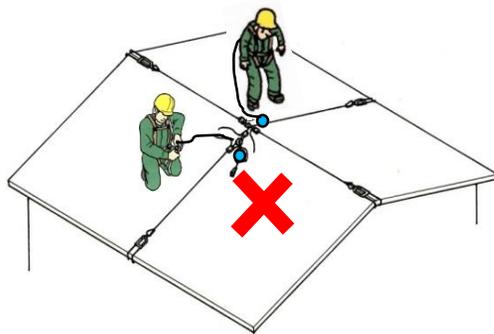


けらばには近づかない

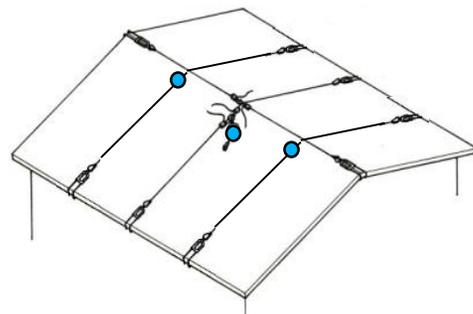


けらばに近づく場合は、親綱固定ロープによる補強を行う

複数の作業者が屋根上で作業する場合は、その人数分だけ垂直親綱を屋根上に増設する必要があります。



1本の主綱（垂直親綱）に複数の安全ブロックを取り付けて使用しない

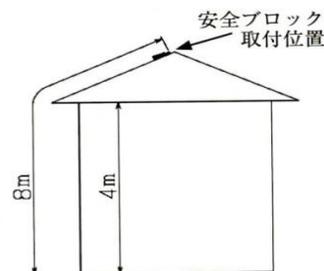


作業者数に応じて、垂直親綱の増設を行う

軒先の高さが低い建物や安全ブロックの取付位置から地上までの距離が短い場合などは、ストラップの短い安全ブロックを使用するか、安全ブロックを取り付ける位置をよく検討する必要があります。

例えば、ストラップの長さが5.7mの通常的安全ブロックの場合、軒先の高さが4m以下の建物や安全ブロックの取付位置から地上までの延べ長さが8m以下の建物では、墜落防止時に地上に衝突する危険性があります。

このような場合は、小型的安全ブロック（ストラップ長3.5m）を使用するか、または安全ブロックを取り付ける位置を十分に検討するようにしてください。



詳細は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお尋ねいただくか、厚生労働省ホームページをご覧ください。

墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/140526-1.html>

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係リーフレット一覧 > - 足場の設置が困難な屋根上作業 - 墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル